

子どもや、ひとり親家庭を対象にした

# 医療費助成制度をご存知ですか？



## 1. 乳幼児医療費助成制度

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、健康の保持と健全な育成を図るため、医療費（保険適用分）を全額助成する制度です。

### 対象者

出生から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで（就学前）にある阿蘇市に住所を有する乳幼児

### 助成額

保険適用分の全額助成

### 申請方法

①阿蘇市内の医療機関及び薬局の外来においては、保険証と「乳幼児医療費受給者証」の提示により、現物給付（窓口での負担なし）で受診できます。

②次の現物給付の対象とならないものは、受診した医療機関において一部負担金を支払い、所定の申請書（市役所または各支所窓口備え付けの申請書）に医療機関の発行する点数と支払った金額が記載されたもの（領収書等）を1ヶ月ごとに添付し、市役所もしくは各支所の窓口へ直接提出となります。

### 〈対象とならない場合〉

1. 阿蘇市外で受診した場合
2. 入院をした場合
3. 市内において「乳幼児医療費受給者証」の提示がない場合
4. 育成医療・未熟児医療等の助成に該当の場合

請求期間 診療月の翌月から起算して1年

申請締切日 毎月末日

支払日 医療費を申請された月の翌月の25日

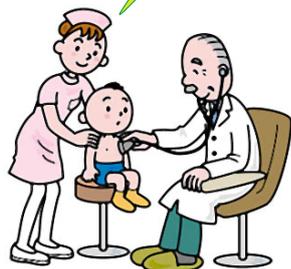
（25日が土、日、祝日の場合はその直前の平日）

### 新たに受給資格が生じた方

#### 【申請に必要なもの】

- 対象の乳幼児の保険証
- 印鑑（認め可）
- 口座の確認がとれるもの（通帳等）

現物給付の対象ではないときは忘れずに申請してね！



法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日14時～17時（予約制）TEL：0967-22-5223

\*土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

- ・一般相談料 30分1050円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 木場真彦（きば まさひこ）  
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



## 2. 児童医療費助成制度

安心して子どもを産み育てる環境づくりの一環として、児童の保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康保持と健全な育成を図るため、児童の医療費（保険適用分）の一部を助成する制度です。

### 対象者

阿蘇市に住所を有する小学校就学始期から15歳に到達後最初の3月31日までにある方

### 助成額

【外来の場合】医療費の一部負担金(月ごと)から1,000円を控除した額

【入院の場合】医療費の一部負担金(月ごと)から2,000円を控除した額

### 申請方法

受診した医療機関において一部負担金を支払い、所定の申請書(市役所または各支所窓口備え付けの申請書)に医療機関の発行する点数と支払った金額が記載されたもの(領収書等)を1ヶ月ごとに添付し、市役所もしくは各支所の窓口へ直接提出となります。

請求期間 診療月の翌月から起算して1年

申請締切日 毎月15日

支払日 締切日の翌月10日(10日が土、日、祝日の場合はその直前の平日)

新たに受給資格が生じた方

### 【申請に必要なもの】

- 対象の児童の保険証
- 印鑑(認め可)
- 口座の確認がとれるもの(通帳等)

※乳幼児医療費助成制度ですでに登録をされている方は、小学生になるときに自動的に児童医療費助成対象となりますので、手続する必要はありません。

※本制度には受給者証はありません。

## 3. ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の経済的、精神的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費(保険適用分)の一部を助成するものです。

### 対象者

○ 阿蘇市に住所を有する方

○ 母子家庭や父子家庭など、ひとり親家庭等の父または母及び扶養されている児童(18歳になつた日以後最初の3月31日までの方)

○ 一定の所得基準を超えていないこと(※所得制限は児童扶養手当に準じます)

○ 生活保護を受けていないこと

助成額 助成対象者が支払った一部負担金(月ごと)の3分の2を助成

### 申請方法

受診した医療機関において一部負担金を支払い、所定の申請書(市役所または各支所窓口備え付けの申請書)に医療機関の発行する点数と支払った金額が記載されたもの(領収書等)を1ヶ月ごとに添付し、市役所もしくは各支所の窓口へ直接提出となります。

請求期間 診療月の翌月から起算して1年

申請締切日 毎月末日

支払日 医療費を申請された月の翌月の15日(15日が土、日、祝日の場合はその直前の平日)

新たに受給資格が生じた方

### 【申請に必要なもの】

- 対象者全員の保険証
- 印鑑(認め可)
- 口座の確認がとれるもの(通帳等)

※1月1日時点で阿蘇市に住所がない方は、前住所地の市区町村の発行する所得証明書が必要です。

※阿蘇市に本籍がない方は、戸籍謄本が必要です。

- 注① 住所、受給者、加入保険、口座等に変更がある場合は、市役所または各支所窓口へ必ず届けてください。
- 注② 阿蘇市から転出される場合は必ず受給者証を市役所または各支所へ返還してください。
- 注③ 高額療養費の対象となる場合や加入している健康保険に付加給付制度の適用がある場合、まずは加入している健康保険への手続きが必要です。健康保険に手続後、払戻しを証明する書類を添付し、申請してください。

### 【問い合わせ先】

健康福祉課 子育て支援係

☎ 2213167